

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	京都土木(株)：京都府京都市西京区大原野上里鳥見町 8-18										
停 止 期 間	令和6年3月12日～令和6年7月11日 (4か月)										
停止措置の理由	<p>上記の者は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたとして、京都府知事から営業停止処分を受けた。また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたとして、京都府知事から指示処分を受けた。</p>										
措 置 要 件	<p>○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等)</p> <p>第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 (入札参加停止の期間の特例)</p> <p>第5条 有資格者が1の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。</p> <p>2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表第1又は別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36月を超えないものとする。</p> <p>(1) 別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった日から遡り、1年以内に入札参加停止の期間があるとき。ただし、次号に規定する場合を除く。</p> <p>(2) 別表第2の1の項から7の項までに規定する措置要件に該当することとなった日から遡り、3年以内にこれらの項に規定する措置要件に係る入札参加停止の期間があるとき。</p> <p>別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準</p> <table border="1" data-bbox="491 1541 1374 1778"> <thead> <tr> <th colspan="3">措 置 要 件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1585 762 1778">8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td> <td data-bbox="762 1585 954 1778">(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。</td> <td data-bbox="954 1585 1294 1778">イ 府内工事等における違反</td> <td data-bbox="1294 1585 1374 1778">4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>○舞鶴市入札参加停止に関する要綱運用基準 (加重措置の対象としない場合)</p> <p>第12条 2回目の事由による入札参加停止において、有資格者が要綱別表各号の措置要件に該当することとなった基の事実又は行為が、1回目の入札参加停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。</p>			措 置 要 件			期間	8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	イ 府内工事等における違反	4月
措 置 要 件			期間								
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	イ 府内工事等における違反	4月								

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp